

## 令和2年度の学校における教育活動の再開について

令和2年6月8日  
総務企画課

### 1 学校における教育活動の再開状況について（6月1日時点調査）

#### (1) 県立学校（119校）

教育活動再開日（全面開校日）

・ 6月 1日（月）までに開校済	：	78校
・ 6月 2日（火）～6月 5日（金）	：	3校
・ 6月 8日（月）～6月12日（金）	：	35校
・ 6月15日（月）～6月19日（金）	：	1校
・ 6月22日（月）～6月26日（金）	：	1校
・ 6月29日（月）以降に開校	：	1校

計：119校

#### (2) 市町村立学校（63教育委員会 1,076校（小学校・中学校・高等学校・義務教育学校・特別支援学校））

教育活動再開日（全面開校日）

・ 6月 1日（月）までに開校済	：	50教育委員会
・ 6月 2日（火）～6月 5日（金）	：	8教育委員会
・ 6月 8日（月）～6月12日（金）	：	4教育委員会
・ 未定（検討中）	：	1教育委員会

計：63教育委員会

#### (3) 幼稚園（16教育委員会 31園）

教育活動再開日（全面開園日）

・ 6月 1日（月）までに開園済	：	16教育委員会
------------------	---	---------

計：16教育委員会

### 2 教育活動再開時における県立学校の教職員及び児童生徒の健康管理について

- 教育活動再開に向けた登校日の前までに幼児児童生徒の健康状態を電話等で確認。
- 幼児児童生徒の健康状態の確認及び発熱等の風邪の症状が見られる場合の対応方法について明示。（健康観察シートを用いた毎朝の健康状態確認の実施、健康状態が確認できなかった幼児児童生徒に対する学校での検温・健康観察等の実施等）
- 幼児児童生徒等に対する基本的な感染症対策の徹底。（こまめな手洗い・マスクの着用の徹底、教室等における換気の徹底、学校医等と連携した保健管理体制の確保 等）

## 教育活動再開後における感染症対策の徹底及び 児童生徒等の感染が判明した場合等の対応について

### 1. 感染症対策の徹底等

#### (1) 基本的な感染症対策の徹底

- ① 幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という。）に対し、こまめな手洗い・マスクの着用を徹底するよう指導する。教職員についても同様とする。
- ② 教室等において換気を徹底することとし、授業中や休み時間など、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行う。
- ③ 学校医及び学校薬剤師などと連携した保健管理体制を整え、多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用の教材等は、こまめに次亜塩素酸ナトリウム等を使用して清掃し環境衛生を良好に保つ。  
【次亜塩素酸ナトリウム液の作り方（厚生労働省・経済産業省リーフレット）】  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>
- ④ 食堂や図書館など大勢の生徒が集まる場所の利用にあたっては、昼休みを分散する等により一斉に利用させない、列ができる場所には床にマーキング等を行い間隔を空ける、椅子を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応を行い、児童生徒等同士の間に可能な限り距離を確保（概ね1～2メートル）する。
- ⑤ その他、文部科学省通知（※）等を参照し、感染症対策に努める。  
※文部科学省通知
  - ・「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」（令和2年5月1日2文科初第222号）
  - ・「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A」（令和2年5月13日時点） など

#### (2) 健康状態の確認及び発熱等の風邪の症状がみられる場合の対応

- ① 家庭との連携により、毎朝、自宅で健康状態の確認（検温等）を行うよう指導を徹底するとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導する。  
※「健康観察シート」（別添①参照。類似のものを作成している場合はそれによる。）を配布し、記入・提出を求めるなど、児童生徒等の健康状態の確認を行う。
- ② 家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、登校時、教室に入る前に、保健室や職員室等に来室するよう指導し、検温及び健康観察等を行う。その際、発熱等の風邪症状がみられる場合には、保護者に連絡の上、安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養させる。また、帰宅できるまでの間、学校にとどまる場合は、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、配慮する。
- ③ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、基礎疾患がある等重症化しやすい児童生徒等で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合、又はこれら以外の児童生徒等で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合のいずれかに該当する場合には、保護者に対して、最寄りの帰国者・接触者相談センター（保健所）に相談するよう促す。（所在地ごとの連絡先については、別添②「福岡県内の帰国者・接触者相談センター一覧」参照。）
- ④ 同居する家族に③のような症状があるなど、感染の疑いがある場合は、症状が改善する等、感染症の疑いなくなるまで、児童生徒等に自宅待機するよう促す。
- ⑤ 上記①、②、④の場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができるものとする。  
なお、学校保健安全法第19条による出席停止を行った場合は、学校保健安全法施行令第5条に基づき、保健所に連絡する。

## 2 児童生徒等の感染が判明した場合等の対応

### (1) 基本的事項

- ① 児童生徒等が感染した場合又は濃厚接触者に特定された場合、若しくは同居家族が濃厚接触者に特定された場合には、速やかに学校に連絡するよう、保護者に依頼しておく。その際、個人情報の取扱いには十分留意する。
- ② 児童生徒等が感染した場合又は濃厚接触者に特定された場合に備え、学校において保健所及び県・保健所設置市の衛生主管部局（以下「保健所等」という。）の窓口となる担当者を決めておく。

### (2) 児童生徒等の感染が判明した場合

- ① 児童生徒等本人や保護者、保健所等から情報が入り次第、体育スポーツ健康課と協議の上、原則として、学校全体について学校保健安全法第20条に基づく臨時休業とする。
- ② ①の臨時休業の期間については2週間を基準とするが、保健所等と相談の上、学校内における活動の態様、接触者の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、県教育委員会において別途判断する場合がある。
- ③ 当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止（治癒するまで）の措置をとる。また、出席停止の期間等を体育スポーツ健康課へ報告するとともに、学校保健安全法施行令第5条に基づき、保健所に連絡する。
- ④ 他の児童生徒等への健康観察を徹底する。
- ⑤ 学校の消毒等については、保健所より指示がある場合にはその指示に従い、特段の指示がない場合には、当該児童生徒等の行動範囲等を考慮して、次亜塩素酸ナトリウム等を使用して、校内の消毒を行う。
- ⑥ 保健所が行う当該児童生徒等の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力する。
- ⑦ 必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布する。

### (3) 児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合

- ① 児童生徒等本人や保護者、保健所等から情報が入り次第、速やかに体育スポーツ健康課に報告する。
- ② 当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止（感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を基準）の措置をとる。また、出席停止の期間等を体育スポーツ健康課へ報告するとともに、学校保健安全法施行令第5条に基づき、保健所に連絡する。
- ③ 当該学校に係る臨時休業の必要性を判断するため、学校内における活動の態様、接触者の状況等、臨時休業の必要性に係る判断材料を収集し、保健所に臨時休業すべきかどうか相談の上、体育スポーツ健康課と協議する。
- ④ 当該児童生徒等が新型コロナウイルスの検査を受け、陽性であることが判明した場合は、その後は(2)の取扱いとなる。
- ⑤ 他の児童生徒等への健康観察を徹底する。
- ⑥ 保健所が行う当該児童生徒等の経過観察に協力する。
- ⑦ 必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布する。

#### (4) 児童生徒等の同居家族が濃厚接触者に特定された場合

- ① 児童生徒等本人や保護者、保健所等から情報が入り次第、速やかに体育スポーツ健康課に報告する。
- ② 当該同居家族が、濃厚接触者として新型コロナウイルスの検査を受けた場合は、当該検査結果が判明するまで、自宅待機するよう指導する。その場合、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとる。  
その後、当該同居家族が陽性であることが判明した場合は、当該児童生徒等本人も濃厚接触者となる可能性が高いため、その後は(3)の取扱いとなる。
- ③ 当該同居家族について、濃厚接触者ではあるものの、体調に変化がないということで保健所から新型コロナウイルスの検査を案内されなかった場合についても、保健所の健康観察が継続する間は、自宅待機するよう指導する。その場合、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとる。
- ④ 出席停止の期間等を体育スポーツ健康課へ報告するとともに、学校保健安全法施行令第5条に基づき、保健所に連絡する。
- ⑤ 他の児童生徒等への健康観察を徹底する。
- ⑥ 保健所が行う当該児童生徒等の経過観察に協力する。

#### (5) 教職員の感染が判明した場合における臨時休業等の対応について

上記(1)～(4)の取扱いに準じるものとする。



## 令和3年度福岡県公立学校教員採用候補者選考試験の変更等について

令和3年度福岡県公立学校教員採用候補者選考試験の実施方法等については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下のとおり変更します。

### 1 第一次試験実施方法等の変更について

#### (1) 試験内容の変更について

- ・全試験区分において集団討論は実施しない。
- ・中学校及び高等学校教員（保健体育）の実技試験は実施しない。
- ・中学校教員（音楽、美術）及び高等学校教員（音楽、美術、書道）の実技試験は、7月12日（日）実施から、7月11日（土）実施に日程を変更する。
- ・英語リスニング及び特別支援専門については、開始時間を繰上げて実施する。（終了予定は13時頃）

#### (2) 選考方法について

- ・集団討論受験対象者全員について、その評価をB評価とみなし、以降の選考を行う。
- ・中学校及び高等学校教員（保健体育）については、実技試験の配点を除き選考を行う。

### 2 第二次試験実施方法等の変更について

#### (1) 試験内容の変更について

- ・小学校教員の実技試験については、英会話実技のみとし、音楽実技、体育実技及び水泳実技は実施しない。
- ・中学校及び高等学校教員（保健体育）の実技試験については、第一次試験における不実施に伴い、実技種目を拡大して実施する。

#### (2) 選考方法について

- ・小学校教員の実技試験については、英会話実技を（A・B・C・D）の評価区分により評価する。
- ・中学校及び高等学校教員（保健体育）の選考方法については、以下のとおり変更する。

【模擬授業がC以上の者の中から、個人面接による人物評価及び実技試験の成績を重視し、各試験内容の評価を総合的に判断して選考する。なお、選考に当たっては、適性検査の結果、第一次試験の評価及び志願書の記載事項を考慮するものとする。】